

## 第4章

### 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項

## 1 文化財の保存・活用に関する事項

### (1) 市域全域に関する事項

#### ① 文化財の保存・活用の現状と今後の方針

高山市は平成17年2月に10市町村が合併し、面積が2177.67k㎡となり、日本一面積の広い市となった。この市域全体に、文化財が分布し、それぞれの地域の生活に密接に関わりあいながら保存され、現在、国・県・市合わせて954件の多数の指定・選定・登録文化財がある。

そのうち、有形文化財（建造物）は、国28件、県15件、市78件の計121件の指定等があり、特に、重要伝統的建造物群保存地区を中心とした城下町高山地区では「日下部家住宅」「吉島家住宅」など町家建築を中心に、国9件、県4件、市11件計24件がある。また、市北部の国府地域には、国宝「安国寺経蔵」など4件の寺院、神社建築の重要文化財（建造物）が存在する。

有形文化財（美術工芸品）は、国9件、県41件、市407件の計457件の指定等があり、彫刻が125件と最も多く、飛騨国分寺の重要文化財木造薬師如来坐像などがある。また、この地に足跡を残した円空が製作した仏像の指定が多いのが特徴である。

民俗文化財は、重要無形民俗文化財「高山祭の屋台行事」、重要有形民俗文化財「高山祭屋台」など国6件、県11件、市59件、計76件の指定があり、「金蔵獅子」など地域に伝わる祭礼行事などが各地で保存されている。

記念物については、国10件、県50件、市230件計290件があり、特に国、県、市指定の天然記念物が154件と多くを占め、イチヨウ、杉、桜、一位の原生林など、6件の国指定天然記念物のほか、県32件、市116件の指定があり、多くは周辺の農山村地域に点在している。

重要伝統的建造物群保存地区については、三町、下二之町大新町の2地区が選定されているが、この地区は重要無形民俗文化財「高山祭の屋台行事」、重要有形民俗文化財「高山祭屋台」を保有する区域とも重なり、有形、無形の文化財が重層的に重なり合い、町並みと、伝統的な行事や人々の暮らしが残っている地域である。また、これが、来訪者の高い評価を受け、国内外から多くの観光客が訪れる観光地として市の経済を支えている。

文化財については、美術工芸品、収集品、名主の墓などに一部個人所有があるが、その発生の経緯からほとんどが町内会あるいは神社氏子組織の所有、管理となっている。これらはそれぞれ保存に向けての組織がしっかりしており、市では、維持管理の手間が必要な史跡等の保存会については、毎年保存会活動補助金や謝礼を交付し、文化財の愛護、啓発、維持管理について所有者、管理者、市が共同してつとめている。

これらの多数の文化財を保存・活用する為には、市全体の総合的な文化財の方針を定めることが急務である。そのため、市の文化財に対する基本構想を策定する。また、各地域での保存・活用の基となる関連文化財群を設定するとともに、文化財を類型化して群に分け、その群ごとの保存活用計画を策定し、効果的な保存・活用を図る。

重要伝統的建造物群保存地区については、高山市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、各地区ごとに保存計画を定め、伝統的な町並みの定義や保存の指針などを示している。現在重要伝統的建造物群保存地区は2地区合計11haである。今後は重要伝統的建造物群保存地区拡大を検討していく。

また、国・県・市指定文化財の維持管理については、修理等への補助の実施や指導等を通じて適正な管理が図られるよう指導している。特に市との公開協定を結び、文化財の活用を図る場合には修理等の補助金の補助率を上げるなど、文化財の活用について積極的に取り組んでいる。未指定文化財について残存状況の調査をし、文化財としての価値が見いだせるものについては、新規の指定を含めた今後の保護のあり方について検討する。

また祭礼や伝統行事などの民俗文化財については、少子高齢化や農山村地域の過疎の進展などにより、後継者の不足や維持経費等の問題から、維持が困難になってきている。このため、伝承団体への助成や後継者育成のための財政的な支援、活動の場の提供、記録保存などに努める。

また、樹木などの天然記念物の保存についても、地域の保存団体の育成を図るとともに、それらへの財政、技術、人的支援などを通じ、良好な状態で維持されるよう努めていく。

国指定の文化財については、文化財保護法の趣旨に則りそれぞれの種別ごとに、国の方針に基づき、それぞれの保存整備計画を策定する。



登録有形文化財 天狗総本店



登録有形文化財 山桜神社火の見櫓

## ② 文化財の修理（整備を含む。）に関する方針

指定等文化財については、適切な保存が図られるよう計画的に修理を実施する。文化財としての価値を損なうことのないよう現状変更については文化財保護法及び保護条例に基づく手続きを踏まえ行い、必要に応じ、文化財審議会及び専門家の意見を踏まえ実施する。特に整備を行う場合には、調査成果を基に行うこととする。また、管理者が組織になっている場合は、組織内での修理に対する合意を取るなど、将来にわたって保存活動に影響がでないように配慮する。特に重要伝統的建造物群保存地区では、保存会等との定期的な意見交換や意向調査をはじめ、修理に対する補助金の交付などを通じ、各家の修理等に市が積極的に関わることで、所有者等へ適正な修理を促していく。

また、高山祭屋台については、台数も23基と多く修理の経費も大きいこ

とから、年次計画をたて、文化財の価値を損なうことの無いよう計画的に修理を進めていく。その他の文化財においても、常にき損、樹勢の衰え、災害による被害等の情報入手に努め、現状を把握して早期に適正な対応ができるよう取り組む。

### ③ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

高山市は、歴史民俗展示施設「飛騨高山まちの博物館」、考古資料展示収蔵施設「風土記の丘学習センター」を設置しているほか、10市町村での合併により、旧町村の収蔵庫、展示施設が市域に分散して存在している。現在は、ほとんどの施設を合併前の状態で維持をしているが、今後は、これらの施設や収蔵品の適正かつ効率的な管理体制を整備するため、施設の集約等、再配置について検討をしていく必要がある。

それぞれの収蔵庫には、従来から指定文化財を保管、展示している施設があるが、必要に応じて、くんじょう処理や防虫剤の設置などの対応を行ない、防虫、防湿、ほこり対策などを継続して実施する。

また、飛騨高山まちの博物館については、市の歴史民俗資料の保存活用の中心施設として、郷土教育や伝統文化の継承の場としても活用を図っていく。

### ④ 文化財の周辺環境の保全に関する方針

高山市は、平成18年に市域全域を範囲として景観法にもとづく景観計画を策定した。特に、良好な景観を維持している地域は、独自に景観重点区域として指定し、高さ、色、屋外広告物、開発などに対しより厳しい基準を設けている。この計画に基づき城下町高山や良好な農山村景観など文化財の周辺については、地域特性に合わせた基準を定めている、また、この基準は、地域住民の合意により設定しているもので、地域住民の保全への意識啓発にも繋がっている。

そのほか、指定文化財、町並保存地区等での周辺環境の整備に合わせ、文化財の保存活用を推進するため、交通規制、文化財保存活用に向けての啓発、PR、担い手育成、保存組織の育成などソフト面での支援を推進する。

### ⑤ 文化財の防災に関する方針

文化財指定建造物のほとんどが木造であり、また重要伝統的建造物群保存地区も木造家屋が連たんする町並みであることから、火災に対して脆弱である。そのため、消防本部、消防署と連携し、次の取り組みを行う。重要文化財については、消火設備の管理に対し、助成を行うなど適正な管理を促すとともに、所有者などに対し、定期的な消火訓練などを促し防災体制の強化に努める。また重要伝統的建造物群保存地区では、災害に迅速に対応するため、保存会等を中心とした自主防災組織の活動を推進し、地域での防災体制の強化を支援する。さらに、自主防災組織に対し、防災設備の貸与などを行い、機能強化の支援を行う。

災害の予防や早期発見のため、相互に火災発生を監視するグループモニター型自動火災警報装置の設置を行うとともに、自主防災組織などによる見回

りなど、地域の繋がりによる防災体制を支援していく。また、各家の裏側に連なる蔵については、防火帯としての役割を重視し、修理に対し助成を行いその保全を図る。

#### ⑥ 文化財の保存及び活用の普及啓発に関する方針

全市的な町並み保存組織（高山市景観町並保存連合会）や各保存会（重点区域内 21 団体）による定期的な勉強会、世界遺産登録に向けての啓発事業等、様々な機会を捉え広く市民に啓発していく。

また、市営の文化施設については、市民無料とするとともに、民間を含む市内の文化施設を市民に無料開放する「文化施設市民無料開放日」を年 1 回開催している。また「土器焼」など各種体験教室や、「史跡めぐり」「古文書講座」などの市民講座を開催して、市民に文化財に親しんでもらう機会を提供している。さらに「文化財防火デー」では、身近な文化財の大切さを知ってもらうため地域住民などに参加を呼びかけている。

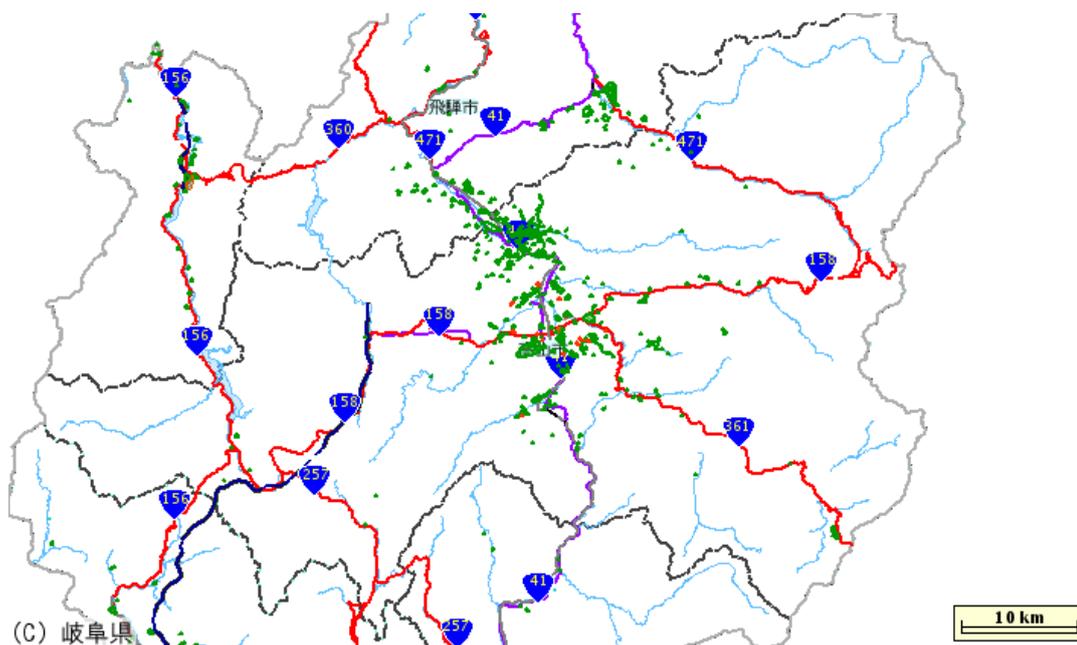
今後も、様々な機会を通して、文化財保護について普及・啓発に努める。

#### ⑦ 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

埋蔵文化財については、高山市基盤整備部と連携し、開発に関わる事前の申請書類は、教育委員会に協議することとしており、それらの情報をもとに開発計画について早期に把握できる。その上で、開発等にあたり事前に協議を行なうように指導し、できる限り包蔵地を回避、又は保存するよう働きかけてゆく。

また、包蔵地での開発等については、県と連携し、開発事業者に対し適切な手続きと、現地での注意事項を徹底させ、現地での確認など行い、文化財保護法に基づき、適正な指導を行う。

さらに、包蔵地以外の場所にあっても、新たに発見があった場合は、開発事業者にできる限り理解を求め、記録保存や保存について協議する。



高山市における埋蔵文化財包蔵地図

●埋蔵文化財包蔵地

## ⑧ 文化財の保存・活用に係る市町村の教育委員会の体制

(ア) 教育委員会に文化財課を設置し、市域全体の文化財に関する業務を行っている。また、広大な市域に分布する多数の文化財に対応するため、各支所と文化財関係業務の連携をしている。

(イ) 高山市文化財保護条例 23 条の規定により、高山市教育委員会の諮問機関として高山市文化財審議会を設置している。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査、研究、審議し、ならびにこれらの事項に関し、必要と認めることを教育委員会に建議する。

高山市文化財審議委員会は、委員数 6 人を持って構成している。

各専門分野は以下のとおり。

建造物 2 名、景観 1 名、工芸 1 名、美術 1 名、民俗 1 名

(ウ) 高山市伝統的建造物群保存地区保存条例第 12 条の規定により、市長及び高山市教育委員会の諮問機関として高山市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置している。審議会は保存地区の保存等に関する重要事項について、調査、審議し市長及び教育委員会に建議する。

高山市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員は、委員数 15 人を持って構成している。各分野は以下のとおり。

文化財審議会会長 1 名、建築士 1 名、県建築事務所代表 1 名、関係地域代表 11 名、学識経験者 1 名

## ⑨ 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

高山市では、町並み保存団体、屋台組などをはじめ、樹木などの国・県・市指定天然記念物を守る団体など、文化財の保存と活用については、主に地域住民を中心とする団体がその保存と活用を担っている。これらの団体は伝統的な地域コミュニティであり、その絆は強く、伝統的な人々の活動もこの組織を中心に維持されてきた。市では、これらの各種団体への、活動への助成、情報提供、研修等開催を通じて支援を行ない、組織の維持と活性化を支援していく。

また、NPO などの市民活動団体については、地域コミュニティとの住み分けの手法を研究し、伝統的な人々の活動を尊重しながら育成を進める。

- ・ 町並保存会 伝統的建造物群保存地区 上町 4 団体、下町 8 団体  
景観保存地区保存会 13 団体 (伝統的建造物群保存地区内保存会と 4 団体重複)
- ・ 子ども伝承芸能保存会 1 団体
- ・ 史跡保存会 12 団体
- ・ 屋台保存会 1 団体
- ・ 伝承芸能保存団体 19 団体
- ・ 無形文化財保存団体 1 団体
- ・ 無形民俗文化財保存団体 2 団体
- ・ 文化財保存団体 14 団体

## (2) 重点区域に関する事項

### ① 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域にある、国指定文化財、県指定文化財及び市指定文化財については、所有者等との連携をしながら、保存修理を実施している。

特に重要伝統的建造物群保存地区については、毎年計画的に、修理、修景や防災対策事業を実施しており、今後も継続してゆく。さらに、建築基準法による建築制限の緩和条例に関する調査・研究を行う。

また、この区域は、観光地としても有名であり、多くの文化財建造物については公開されている。また、春と秋に開催される重要無形民俗文化財「高山祭の屋台行事」には、多くの来訪者が訪れるなど、文化財を身近に感じることのできる区域である。

今後は、重要伝統的建造物群保存地区などの文化財周辺での、町並み保存組織の設立などの支援を行なう。また、地域全体の積極的な活用を推進するため、文化財を繋ぐルートの整備や広報、拠点施設の整備、民間所有の文化財の公開への支援等を進める。さらに、これらを活用して活動する市民活動団体の養成や、活動の場の提供などへの支援を実施する。

#### ○高山市文化財保護条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び岐阜県文化財保護条例（昭和29年岐阜県条例第37号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で高山市内に所在するものについて、その保存及び活用をはかり、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。

（市民、委員会の心構）

第4条 市民は、この条例の目的を達成するために教育委員会又はこの条例の規定による指定を受けた文化財の所有者及び第7条第2項の規定による管理責任者（以下「所有者等」という。）が行う措置に、誠実に協力しなければならない。

2 教育委員会は、文化財が市民の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎であることを認識し、その保護、活用が適切に行われるように、この条例の趣旨の徹底に努めなければならない。

（指定）

第5条 教育委員会は、市内に所在する有形文化財、有形の民俗文化財又は史跡、名勝、天然記念物のうちから、特に重要なものを高山市指定有形文化財、高山市指定有形民俗文化財又は高山市指定史跡、名勝、天然記念物（以下「市有形文化財等」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をするときは、その旨を告示し、かつ、所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

- 4 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、当該文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。  
(所有者の管理義務、管理責任者)
- 第7条 市有形文化財等の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、市有形文化財等を管理しなければならない。
- 2 市有形文化財等の所有者等は、特別な事情があるときは、もつぱら自己に代り当該市有形文化財等の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。
- 3 前項の規定による管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任したときも同様とする。  
(標識等の設置)
- 第11条 高山市指定史跡、名勝、天然記念物の所有者等は、当該文化財の管理のために必要な標識、説明板、境界標等の施設を設けるものとする。  
(修理、復旧の届出)
- 第13条 市有形文化財等を修理又は復旧しようとするときは、所有者等は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第14条の規定による助言、勧告又は指示、第15条の規定による届け出又は第27条の規定による補助金の交付により修理又は復旧をする場合は、この限りでない。  
(管理、修理、復旧に関する勧告等)
- 第14条 教育委員会は、市有形文化財等の管理、修理又は復旧について必要な助言、勧告又は指示をすることができる。  
(現状変更等の制限)
- 第15条 市有形文化財等に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、現状変更については維持のための措置又は非常災害のため必要な応急措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微な場合は、この限りでない。
- 2 教育委員会は、前項の届出があつた場合は、必要な指示をすることができる。  
(調査)
- 第16条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市有形文化財等の所有者等に対して、当該市有形文化財等の現状、管理、修理等の状況につき、報告を求めることができる。  
(保存に関する助言、勧告)
- 第22条 教育委員会は、市無形文化財の保持者又は市無形民俗文化財の伝承者に対して、その保存に必要な助言又は勧告をすることができる。  
(設置等)
- 第23条 教育委員会の附属機関として、高山市文化財審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する専門的及び技術的事項を調査、研究、審議し、並びにこれらの事項に関し必要と認めるところを教育委員会に建議する。

(審議会への諮問)

第 24 条 教育委員会は、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 市有形文化財等の指定及びその指定の解除
- (2) 市無形文化財の指定及びその指定の解除
- (3) 市無形文化財の保持者の認定及びその認定の解除
- (4) 市無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

(組織等)

第 25 条 審議会の委員の定数は 10 名以内とし、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 審議会に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

5 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

#### 第 5 章 補則

(伝統的建造物群)

第 26 条 伝統的建造物群の保護については別に条例で定める。

### ○高山市三町伝統的建造物群保存地区保存計画（抜粋）

#### 1 保存地区の保存に関する基本計画

##### (1) 方針

近世高山の歴史は、城下町の高山、天領の町高山である。市街が誕生したのは、天正 13 年越前大野城主金森長近が飛騨における中世以来の旧勢力三木氏を滅し、豊臣秀吉より飛騨一国 3 万 8 千石を与えられて天正 14 年に入部し、高山城築城（慶長 10 年完成）に始まる。

城下町は城郭北方、江名子川と宮川で囲まれた東西約 500 メートル、南北約 600 メートルの範囲に建設され、東方の高台を武家地、西方の低地を町人地とわけ、江名子川の対岸には寺院があつめられた。

城下町高山は、元禄 5 年第 6 代藩主頼岩の出羽国上ノ山への転封により幕府直轄地として姿をかえていった。

武家地の縮小、町人地の拡大が行われ、宮川西岸に高山陣屋が置かれ、そして高山城が破却されて城下町高山の象徴が消え、名実ともに天領の町高山に生まれかわった。

城下町街区のパターンは、現在まで基本的には受継がれ城下町高山の名残りをしのばせている。

保存地区は、町人地として最初につくられた一番町、二番町、三番町（後の一之町、二之町、三之町）を中心とし、片原町の一部を含む。

保存地区のうち、上一之町、上二之町、上三之町は天保 3 年の大火災で被害にあってはいるが、伝統的に受継がれてきた様式で再建され、商人町として近年まで栄えてきた面影をよく残し伝統的な建造物が多い。

創建時代とほとんど変わらない街路、そして屋根勾配はゆるく、軒の出は長くて低く、庇の出は短く高さが揃い、建物の全面は揃い、均質なデザインを基調としている町家とこれらの背後に並ぶ土蔵群が魅力である。

近年、社会経済事情の発展により、保存地区もしだいに変わりつつある現状にかんがみ、建築物等の修理、修景、復旧等については、保存地区の伝統的建造物群の特性に応じて行うほか、良好な市街地環境の整備を図るものとする。

## (2) 内容

主として江戸末期から昭和にかけての建造物のうち、伝統的建造物群の特性を維持していると認められる建造物を伝統的建造物と定める。伝統的建造物については、歴史的価値ある外観及び構造耐久力上主要な部分を可能な限り保存するため修理を実施し、伝統的建造物以外の建造物等についてはできる限り伝統的建造物と調和するよう修景を施すものとする。

そのため、別記のように保存基準を定め、新築、増築、改築又は移転にあたっては、住民に特に協力を求めるものとする。

伝統的建造物は勿論、その他の建造物もほとんど木造であり、しかも密集していることから、防災施設の整備を地区保存の重点事項として取上げ災害の防止を図る。

そのほか保存地区の保存のため必要な環境の整備を行い、住民の協力を得て伝統的建造物及びこれと一体をなす環境を保存する。

これらの事業を実施するにあたり、地区防災施設や市有財産の修理、修景事業は市が行い、一般の修理、修景、防災事業等で所有者の行うものについては助成措置を定め、市の補助事業として行うことができるものとする。

○高山市下二之町大新町伝統的建造物群保存地区保存計画（抜粋）

(3) 保存に関する基本計画

前項(2)「保存地区及び伝統的建造物群の特徴」の内容に配慮し、地割の保存、あるいは建造物の正面壁面位置、軒高ないし小庇の高さ、軒の出、空地の復旧等の伝統的建造物群の特性、及び地区の特性を表す町家の連続性を確保する要素の保存、整備等を図る。市民の理解と協力を得て、この保存地区の伝統的建造物群とその歴史的環境を後世に伝えるとともに、良好な市街地環境の整備を図る。

ア 地割の保存

保存地区の特性の保存及び形成のため、保存地区の地割り及び各敷地の利用形態を保存し、建築物については、主屋は主として保存地区内の道路等から通常望見できる範囲の外観を、土蔵については防火性能を保ち得るよう全体を保存する。

イ 伝統的建造物の保存

①建築物

伝統的建造物の内、「建築物」については、主としてその外観を維持するため、現状維持もしくは復原を原則とし、「別表1」に定める基準により修理する。特に内部の公開が必要と認められるものなど、活用が望まれるものについては公共団体で買い上げ、公共施設として公開するなど地区保存に役立てるよう努力する。

②工作物

伝統的建造物の内、「工作物」については必要に応じて保存地区の景観形成に寄与するため、「別表2」に定める基準により修理する。

ウ 伝統的建造物群と一体をなして価値を形成している環境の整備

①環境物件

「環境物件」については必要に応じて保存地区の景観形成に寄与するため、「別表3」に定める基準により、復旧・修景を行うものとする。

②伝統的建造物以外の建造物

伝統的建造物以外の建築物、工作物については、当地区の伝統的建造物の特性と調和するよう、「別表4」に定める基準のうち、適当な様式を選択し、修景することとする。

③その他の物件（自然物、土地）

その他の自然物、土地については、当地区の伝統的建造物群の特性と調和するよう、修景することとする。

エ 防災対策

当該地区の建築物はほとんどが木造で、しかも密集しているため、防災施設の整備を地区保存の重点事項として取り上げ災害防止に備える。

オ 事業実施

これらの事業を実施するにあたり、地区防災施設や市有財産の修理、修景事業は市が行い、一般の修理、修景事業等で所有者の行うものについては、助成措置を定め、市の補助事業としておこなうことができるものとする。

## ② 文化財の修理（整備を含む。）に関する具体的な計画

### （ア）文化財の修理

- ・ 県指定文化財の修理等については、継続的に状況を把握し、県文化財保護条例に基づく手続き及び、県の適切な指導を受け進める。
- ・ 市指定文化財の修理等については、継続的に状況を把握し、市文化財保護条例に基づく手続き及び、適切な指導を行う。
- ・ また、県・市指定文化財のうち、歴史的風致維持形成建造物に指定したものについては、必要に応じ、歴史まちづくり法第 10 条第 3 項の定めによる文化庁への管理又は修理に関する協力を求める。

### （イ）現状変更等を伴う具体的な計画等

#### ○高山祭の屋台行事（重要無形民俗文化財）

- ・ 祭礼復興事業については、旧来の様式や衣装に復することを目的とし、祭礼の伝統的な形を損なうことの無いよう実施する。（165 頁参照）

#### ○下二之町大新町伝統的建造物群保存地区

- ・ 無電柱化事業については、現状変更の手続きは発生しない。ただし、重要伝統的建造物群保存地区内で事業を行うことから、事業内容等に関して文化庁の指導を受け事業を進める。事業予定期間は平成 20 年度～25 年度とする。（157 頁参照）

#### ○高山城跡（県指定史跡）

- ・ 県指定史跡高山城跡（但し、市所有地及び市が管理者となっている土地に限る。）の整備については、岐阜県教育委員会と協議の上、適切な整備計画を策定し、岐阜県文化財保護条例に基づく現状変更等の許可を得た上で、石垣等の保全を図るための除伐及び、遊歩道を整備する。事業期間は平成 21 年度～24 年度とする。（147 頁参照）

#### ○宗猷寺庭園（市指定名勝）

- ・ 宗猷寺庭園整備事業については、市指定名勝であることから、整備に当たっては、高山市文化財保護条例に基づき、現状変更等の手続きを行う。事業期間は平成 21 年度とする。（160 頁参照）

#### ○旧矢嶋邸（平成 21 年度に市指定有形文化財に指定）

- ・ 旧矢嶋邸等の整備については、当初の指定物件は無く現状変更の手続きは発生しない。ただし、歴史的風致維持形成建造物に指定すること、また美術工芸品等の指定文化財を展示する予定施設の整備であることから、必要に応じて文化財保護法第 70 条の定めによる文化庁長官への管理又は修理に関する技術的指導を求める。事業期間は平成 20 年度～22 年度とする。（136 頁参照）

### ③ 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

- ・ 旧矢嶋邸等整備事業や旧森邸等整備事業により、地域に残る歴史的価値の高い建造物を活かして、文化財や伝統工芸等の展示・体験施設として整備する。
- ・ 重点区域内にある重要文化財（吉島家住宅、松本家住宅）の周辺環境を保全するため、周辺建物等の公有化を行い、文化財等の展示施設として維持管理、整備をする。
- ・ 各文化財の価値に加え、地域全体の文化的価値を高めるため、文化財を有機的につなぐ周遊路整備、スポット整備、案内施設整備、民間が実施する町並み・景観保全への支援を行う。
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化を行い地区内の景観を改善する。

### ④ 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の文化財の周辺については、その大部分を高山市景観計画に基づく城下町景観重点区域としている。また合わせて都市計画法による高度地区に決定しており、建築物などの高さや色、屋外広告物の規制など、文化財の周辺景観としてふさわしい地域となるよう規制を実施している。

それに加えて、以下の整備事業を実施することで、市が積極的に良好な周辺環境を整備することで更なる保全を図る。

- ・ 旧矢嶋邸等整備事業や旧森邸等整備事業による、重要伝統的建造物群保存地区周辺の景観の改善
- ・ 重要文化財吉島家住宅、松本家住宅の隣接建物等の公有化による周辺環境の保全
- ・ 文化財を周遊する周遊路整備、スポット整備、案内施設整備、民間が実施する町並み・景観保全への支援による周辺環境の保全
- ・ 下二之町大新町伝統的建造物群保存地区での無電柱化及び側溝修景による、地区内の景観の改善
- ・ 景観重要建造物の外観を維持するために必要な修理や修景への支援による町並み景観の保全

### ⑤ 文化財の防災に関する具体的な計画

文化財及び周辺の防災対策は、当面の対策を実施し、予算処置を伴う事業については長期計画を立てて所有者、管理者と協議し、文化財の防災対策を講じる。また、重要伝統的建造物群保存地区については木造建築が連たんする町並みのため、火災による類焼等が懸念される。そのため各保存会の自主防災組織の育成支



防災訓練

援、自主防災用消火栓や自主防災設備の配置、5～8軒単位でお互いの家の火災等を監視するグループモニター型火災報知器の配置などを順次実施している。

また、大地震の時には消防署、消防団の手が回らないことから、自衛消防隊は、最も重要な組織である。これらの自主防災組織は、火災などへの初期対応だけでなく、火災予防の啓発、消火訓練、高齢世帯等への見回りなどを通じ、火災発生を防ぐ取り組みを実施している。

#### ⑥ 文化財の保存及び活用の普及啓発に関する具体的な計画

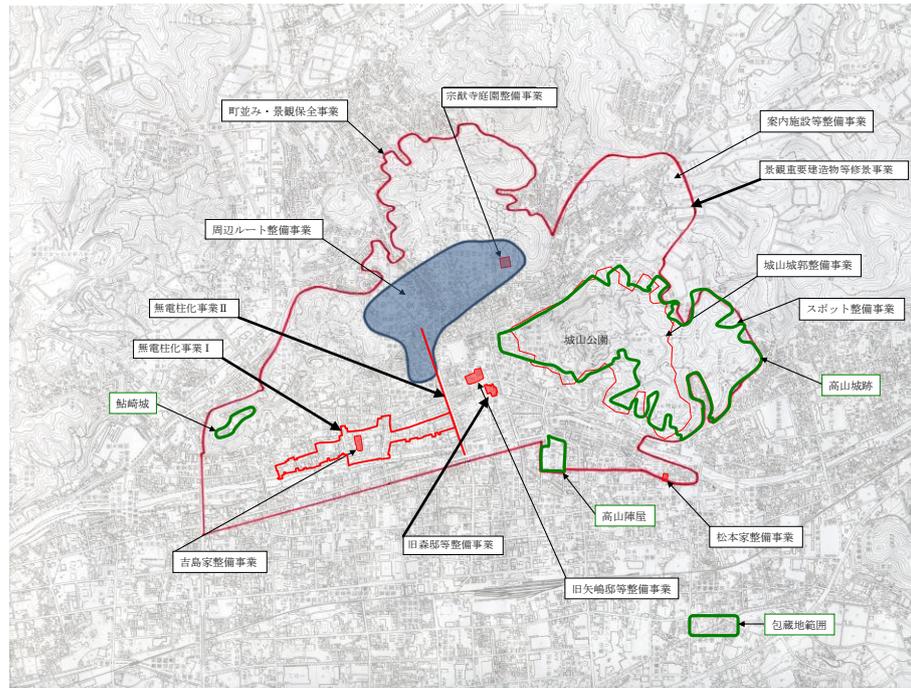
- ・ 町並保存会等での研修会などでの啓発
- ・ 地域の社会教育活動において、文化財に関する講座の開催
- ・ 重要伝統的建造物群保存地区において、修理・修景を実施する者（所有者、設計管理者）への説明会の開催
- ・ 高山市文化財課職員による出前講座の開催

このほか、各種機会を通じ、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化財、埋蔵文化財等の取り扱いに関する啓発を研修会等様々な機会を使って啓発する。

#### ⑦ 埋蔵文化財の取扱に関する具体的な計画

埋蔵文化財については、遺跡台帳を完備しており、市役所文化財課の窓口及び基盤整備部の窓口に備え付け、縦覧できるようにしている。また、開発関連業者に台帳の貸し出しも行なっており、埋蔵文化財包蔵地についての周知の徹底を行なっている。また、開発にかかわる市役所への届出書類は文化財課にも稟議され、そのチェック体制をしいている。周知の埋蔵文化財以外についても発見されたら届出をするよう指導をしている。この体制を今後も継続してゆく。

重点区域内の埋蔵文化財包蔵地については、下図の3件（滅失を除く）がある。



重点区域内における埋蔵文化財包蔵地及び事業位置図

埋蔵文化財については、基盤整備部局と連携し、開発計画について早期の把握に努め、開発等にあたり事前に協議を行うように指導し、できる限り包蔵地を回避するよう働きかけてゆく。

また、包蔵地での開発等については、県と連携し、開発事業者に対し適切な手続きと、現地での注意事項を徹底させ、現地での確認など行い、文化財保護法に基づき、適正な指導を行う。

さらに、包蔵地以外の場所にあっても、新たに発見があった場合は、開発事業者にできる限り理解を求め、記録保存や保存について協議する。

#### ⑧ 文化財の保存・活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

町並み保存団体、屋台組をはじめとする文化財を保存・活用する各種団体については、活動への助成、情報提供、研修等を通じて支援をしていく。

- ・ 町並保存会の活動への助成
- ・ 町並保存会の実施する研修等への支援
- ・ 市民活動団体の設立及び活動への助成
- ・ 文化財保存会の組織化への支援
- ・ 保存組織に対して、適正な文化財保存管理の徹底